

日南市社会福祉事業功労者等表彰基準 (老人福祉関係)

従事功績期間の計算は、原則として表彰日現在となります。

ただし、期間が中断している場合には、中断した期間は除外し、実在の期間のみを通算することになります。

(表彰の種類)

(1) 社会福祉事業功労者表彰 {要綱第2条(1)の下段}	内申書様式 老一(1)
<p>民間社会福祉施設又は民間社会福祉団体の役員若しくは職員で、その功績が特に顕著であり、原則として表彰日現在、年齢が満50歳以上で、次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none">① 民間社会福祉施設又は民間社会福祉団体の役員として、その強化発展、育成、指導、奨励等に多大の貢献をした者で、原則としてその役員の経歴が10年以上である者② 民間社会福祉施設又は民間社会福祉団体の業務に10年以上従事する職員で、当該業務に精励し、特に勤務成績が優秀であって他の模範となる者	
(2) 社会福祉事業、民間奉仕者及び奉仕団体表彰 {要綱第2条(2)}	内申書様式 老一(2)個 老一(2)団
<p>多年にわたり地域の福祉向上のために尽力し、その功績が顕著であって、次の各号のいずれかに該当する者又は団体</p> <ul style="list-style-type: none">① 里親として児童を養育した期間が10年以上である者② 手話奉仕員、点訳奉仕員又は朗読奉仕員として活動した期間が10年以上あり、現在なお活動している者③ 社会福祉事業の推進のため、民間奉仕活動の実践者として活動した期間が10年以上あり、現在なお活動している者④ 福祉事業嘱託医として永年健康増進のため指導を行った医師⑤ 母子及び父子児童福祉に功労のあった者⑥ 自立更生により生活改善に尽力した者⑦ 日赤及び献血事業に尽力した者	

(3) 老人福祉功労者及び団体表彰 {要綱第2条(3)}	内申書様式 老一(3)個 老一(3)団
<p>敬老思想の高揚を図るため、老人の福祉増進について、その功績が顕著であって、次の各号のいずれかに該当する者又は団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 多年にわたり、ねたきり老人の日常生活全般の介護について献身的な奉を行った者 ② 多年にわたり、老人福祉施設に入居している老人の福祉増進のため多大の貢献をした者 ③ その他老人の福祉増進について多大の功績があった者 	
(4) 優良民間社会福祉施設表彰 {要綱第2条(5)}	内申書様式 老一(4)
<p>民間社会福祉施設で過去5年以上にわたり優秀な事業実績をあげ、その業績が特に顕著な施設</p>	
(5) 特別表彰 (要綱第3条)	内申書様式 老一(5)
<p>社会福祉事業に対する功績が特に著しい者、又はその業績が特に他の模範となる者で、市長が特別表彰に値すると認めたもの。</p>	